

明治新政府は、その成立後まもない慶應四年（一八六八）一月、刑法の編纂を所管する刑法事務総督に、肥後国熊本藩の世嗣である細川護久（ほそかわ もりひさ）を任命します。刑法の編纂はこの直後に開始されたとみられ、それからわずか数か月という短い期間で編まれたのが、現在、法務史料展示室に展示されている「仮刑律」でした。この「仮刑律」については、従来、隣国中国をはじめ、わが国古代や江戸幕府の法の影響を

そして、「刑法草書」は、完成度の高さを謳われていた中国の刑法を参照しつつ、熊本藩で制定・運用された、藩法として出色の出来ばえの基調とする整備を進めていました。

人～第七回『津田真道

明治初期のわが国では、西洋法の知識や理念を日本に紹介し、あるいはこうした知識を各種法典に反映させるため、多くの人物が活躍しました。今回と次回は、そのような人物の一人として津田真道つだ まみちをとりあげ、その履歴や功績を記してみたいと思います。

津田は、文政12年（1829）現在の岡山県にあたる美作国津山藩に生まれました。彼は、江戸で習得した蘭学を生かし、幕末維新期にはオランダ留学を挟みつつ、幕府のもとで制度立案や翻訳事業に携わります。こうした津田の才能を、明治新政府も見逃しませんでした。新政府は津田を登用し、明治2年（1869）3月、来るべき新たな刑法典の編纂に向けてその調査を命じます。しかし、その数か月後に、津田はこの刑法典編纂事業から離れることとなりました。

ところで、「史料は語る」でも触れましたが、明治初年のわが国では王政復古が唱えられ、わが国が古代に採用していた「律令」制度が重んじられる傾向がありました。明治3年（1870）12月、「新律綱領」という「律」系の刑法典が頒布されますが、津田の離任は、彼が持つ西洋法の知識を生かすには機が熟していなかったことが、理由の一つであったかも知れません。

しかし津田は、この後も司法、外交、立法に関わる官職を歴任し、同時に西洋の理念や制度を紹介する啓蒙的な文章を『明六雑誌』上に発表するなど、活躍を続けます。次回は、その一端を紹介しないと思います。

史料は語る 第七回

仮刑律

氏は前掲論文の中で、編纂に熊本藩の関係者が携わっていたこと、さらに、同藩の刑法である「刑法草書」の影響がみられることなどを新たに示されました。

から度重なる修正が加えられるなど、不完全な面もあり、現代の私たちが考える刑法典とは大きく異なります。しかし、江戸から明治へと、いう過渡期に、このような刑法が編纂され運用されたという事実は、わが国の近代刑法史にとって、重要な第一歩であつたに違いありません。

レキシード博士の
法務史料展示室だより！ 第七号



時をたずねて

法典でした。したがって、刑法の制定に乗り出した政府が、「刑法草書」を有する熊本藩関係者を刑法編纂担当者に迎えたことは、手塚氏が論文に記されたとおり、「「卓越」した人事」（前掲書二八頁）であつたといえそうです。

「歴史を歩く」第七回 みなみまちぶきょうしょ 南町奉行所

JR有楽町駅から有楽町マリオンに向かう商店街の一帯、ここは江戸時代中・後期に、町奉行の役宅であるみなとまちのまちよしょ南町奉行所があつたところです。

ていたようです。前述のとおり町奉行は幕府の要職で、
大岡忠相や遠山景元など有能な人物が任命されま
したが、他の職と比べ激務で、在職中の死亡率も高かつ
たと言われています。

ら、奉行所を役宅としての執務が始まつたと考えられます（ただし、新興都市江戸の支配体制は段階を経て整備されたので、どの段階を町奉行の成立と見るかで、初代町奉行も変わってきます）。町奉行は寺社奉行・勘定奉行とともに三奉行と呼ばれ、幕府の中権をなす官僚として、幕政の最高審議機関たる評定所の構成員でした。

町奉行所は当初、常盤橋門内と吳服橋門内に設置され、前者が北町奉行所、後者が南町奉行所と呼ばれていました。この名称は、江戸の町の北部・南部を半分ずつ管轄するという意味ではなく、単純に奉行所が設置された場所の位置関係によるものでした。そして、北町奉行所が執務にあたる時は南町奉行所が非番、翌月は南町奉行所が執務で北町奉行所が非番、というようになります。ひと月ずつ交代で江戸市政を担当していました。

月番となった奉行所は開門して町人からの訴訟を受理し、町奉行は午前中は登城し、午後二時頃奉行所に戻つて執務を行つてきました。一方、非番の奉行所は門を閉じ、過去の訴訟の整理や市中の見廻り・捜査などをを行つ

所が新設されると、今度は呉服橋・鍛冶橋・数寄屋橋の順に北町・中町・南町奉行所と呼ばれるようになり、享保四年（一七一九）に再び町奉行が一人となつた後も、町奉行はこの四箇所を転々と移動し、その都度呼称が変化していました。現在町奉行所の跡地として語られる呉服橋（北町）・数寄屋橋（南町）に固定されるのは、文化三年（一八〇三）以降のことです。

慶應四年（一八六八）五月、上野彰義隊が壊滅し新政府軍が完全に江戸を支配すると、町奉行の業務は新設された市政裁判所に引き継がれました。名裁判官を生んだ南町奉行所跡地は、現在大規模な再開発が進められ、近代的な高層ビルに生まれ変わろうとしています。



歴史の中の法律語(第七回)「安堵」

法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、「この「法務史料展示室だより」でご紹介しております。

心は「本領安堵」ではなく、相続した所領を承認する「譲与安堵」として変化していきます。鎌倉時代後期の法令用語解説書である『沙汰末練書』にも、「安堵」という言葉の意味として「譲与安堵」が示され、「安堵」という言葉にさらに新たな意味が付与されていましたことがわかります。その後も、室町幕府、戦国大名によって「安堵」は行われましたが、江戸時代においては、主君から与えられた土地は一代限りを原則としたため、次第に土地財産を承認するという意味では使用されなくなっていました。しかし、「安堵」という言葉に、中世御家人の生活と意識を感じられるような気がしてなりません。

鎌倉幕府の法制下では、將軍による御家人所領（土地）の「安堵」は、將軍・御家人間の主従関係において、最も重要な行為の一つでした。御家人が開発・相伝してきた本領（所懸命の地）に対する知行を承認すること（「本領（ほんりょう）あんど」）は、新しい所領の給与とともに、主人の御恩の中心となるものであり、御家人はこれを求めて將軍に奉公したのです。

安心する、心が落ち着くという意味で使用する「安堵」^{あんどの}という言葉は、本来、人が垣(堵)の内側に安全に暮りりすという意味を持つており、そこから転じて、精神的に安定し、落ち着いた状態にあることを意味するようになります。した。その使用は古く、「続日本紀」などに安心するという意味での使用例があり、また中世の有名なあだ討ち物語である「曾我物語」には、本来の意味の「安堵」という言葉が出てきます。